

確定申告書類作成記入例
(国税庁HPより)

2023年2月
同志社女子大学
募金事務局

給与所得や年金所得のみの方の入力例をご紹介します。

※国税庁HP「確定申告等作成コーナー」より作成を開始してください。
<https://www.keisan.nta.go.jp/kyoutu>

- ① 「マイナンバーカード方式」、「ID・パスワード方式」、「印刷して提出」の中から希望する税務署への提出方法を選択してください。



- ② 推奨環境の事前確認に同意して次へ
 ③ 「令和4年分の申告書等の作成」



- ④ 次の画面で「次へ進む」をクリック

⑤ 申告する方の生年月日を入力し、申告内容に関する質問に回答し、「次へ進む」へ

⑥ 源泉徴収票の入力

「入力する」をクリックし、源泉徴収票に記載されている情報を入力してください。
 ※データで交付されている場合はXmlデータからの読み込みが可能です。

入力内容の確認後、記載事項に間違いがなければ「次へ進む」へ

- ⑦ 「収入金額・所得金額の入力」画面はそのまま「入力終了 (次へ)」をクリック
- ⑧ 「所得控除の入力」画面で「寄附金控除」行の「入力する」をクリック

- ⑨ 「寄附先から交付された証明書等の入力」画面で「入力する」をクリック
- ⑩ 「寄附金控除、政党等寄附金等特別控除」画面の項目を入力



- ・ 「寄附年月日」には、お届けした寄附金領収書右上に記載された日付を入力
- ・ 「寄附金の種類」を選択
 - A 税額控除制度で申告する場合（当資料の5～7ページ参照）
 - 「公益社団法人又は公益財団法人等に対する寄附金」を選択
 - B 所得控除制度で申告する場合（当資料の8～10ページ参照）
 - 「上記以外の寄附金控除に該当する寄附金」を選択

一般的には
こちらが有利

< A 税額控除制度とB 所得控除制度 共通入力事項 >

該当する行の前にある○をクリック（※2023年1月1日時点の住所地で選択）

- (1) 住所地の都道府県及び市区町村の両方が条例により指定した寄附金
→ 京都府京都市及び木津川市、大阪府大阪市に在住の方が該当
- (2) 住所地の都道府県のみが条例により指定した寄附金
→ 京都府及び大阪府で（1）以外の市区町村に在住の方が該当
- (3) 住所地の市区町村のみが条例により指定した寄附金
→ 当募金では対象となる市区町村はございません。
- (4) 住所の都道府県及び市区町村の両方で条例により指定されていない寄附金、
又は不明な場合
→ 上記（1）～（3）にあてはまらない方が該当

- ・ 「支出した寄附金の金額」に寄附金領収証に記載の金額を入力
- ・ 「寄附先の住所地」に「京都市上京区今出川通烏丸東入玄武町601番地」と入力
- ・ 「寄附先の名称」に「学校法人同志社」と入力

<入力例> A 税額控除制度で申告する場合

① P4の例に倣い必要事項を記入し、「入力内容を確認」

寄附金の種類
 寄附金の受領証明書の入力例。種類の選択についてはこちら
 公益社団法人又は公益財団法人等に対する寄附金

該当するものを選択してください。

- 住所地の都道府県及び市区町村の両方が条例により指定した寄附金
- 住所地の都道府県のみが条例により指定した寄附金
- 住所地の市区町村のみが条例により指定した寄附金
- 住所地の都道府県及び市区町村の両方が条例により指定されていない寄附金、又は不明な場合

※ 条例で指定されているか分からない場合は、お住まいの都道府県・市区町村のホームページでご確認ください。ホームページで確認しても分からない場合は、各都道府県・市区町村にお問い合わせください。

② 別の寄附金がなければ「次へ進む」へ

ふるさと納税等他の寄付がある場合は必要情報を追加入力してください。

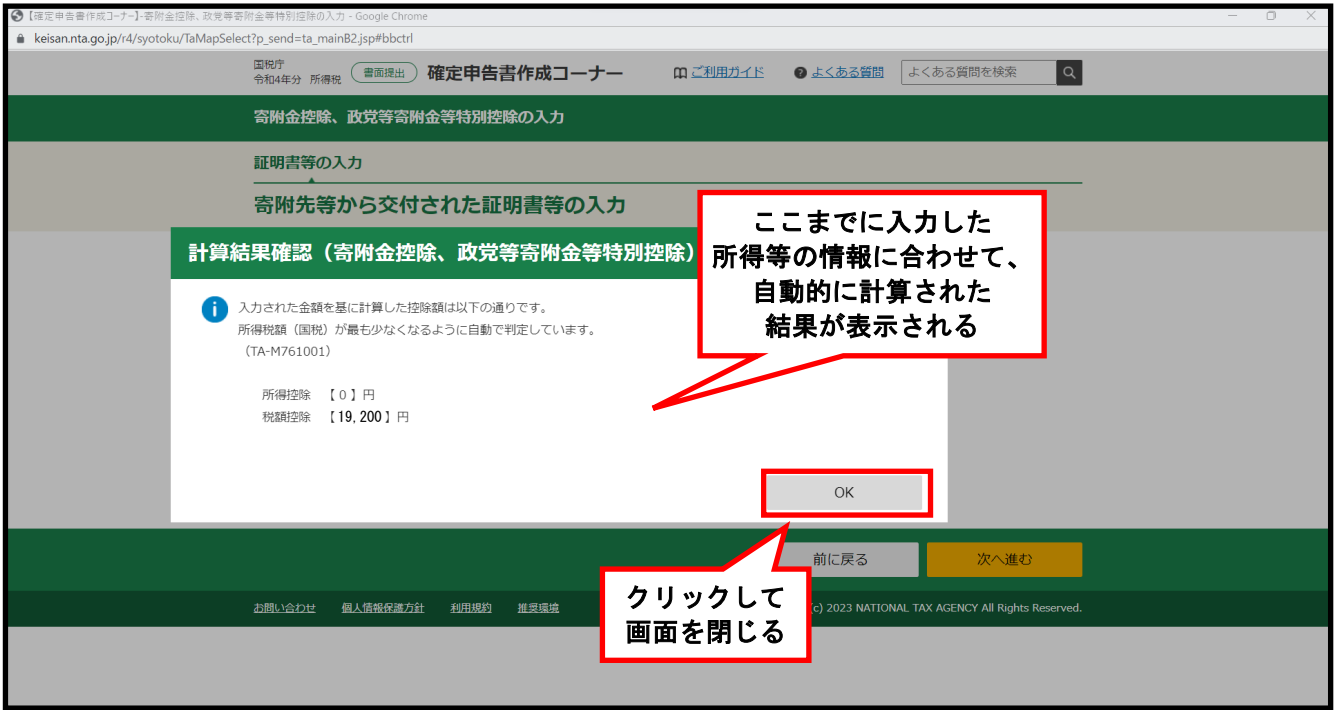
入力内容の一覧

寄附年月日	寄附金の種類 寄附金の種類 (詳細)	支出した寄附金の金額	寄附先の所在地 寄附先の名称	操作
令和4年12月5日	公益社団法人又は公益財団法人等に対する寄附金 住所地の都道府県及び市区町村の両方が条例により指定した寄附金	50,000 円	京都府京都市上京区今出川通烏丸東入交差点 601 学校法人同志社	訂正 削除

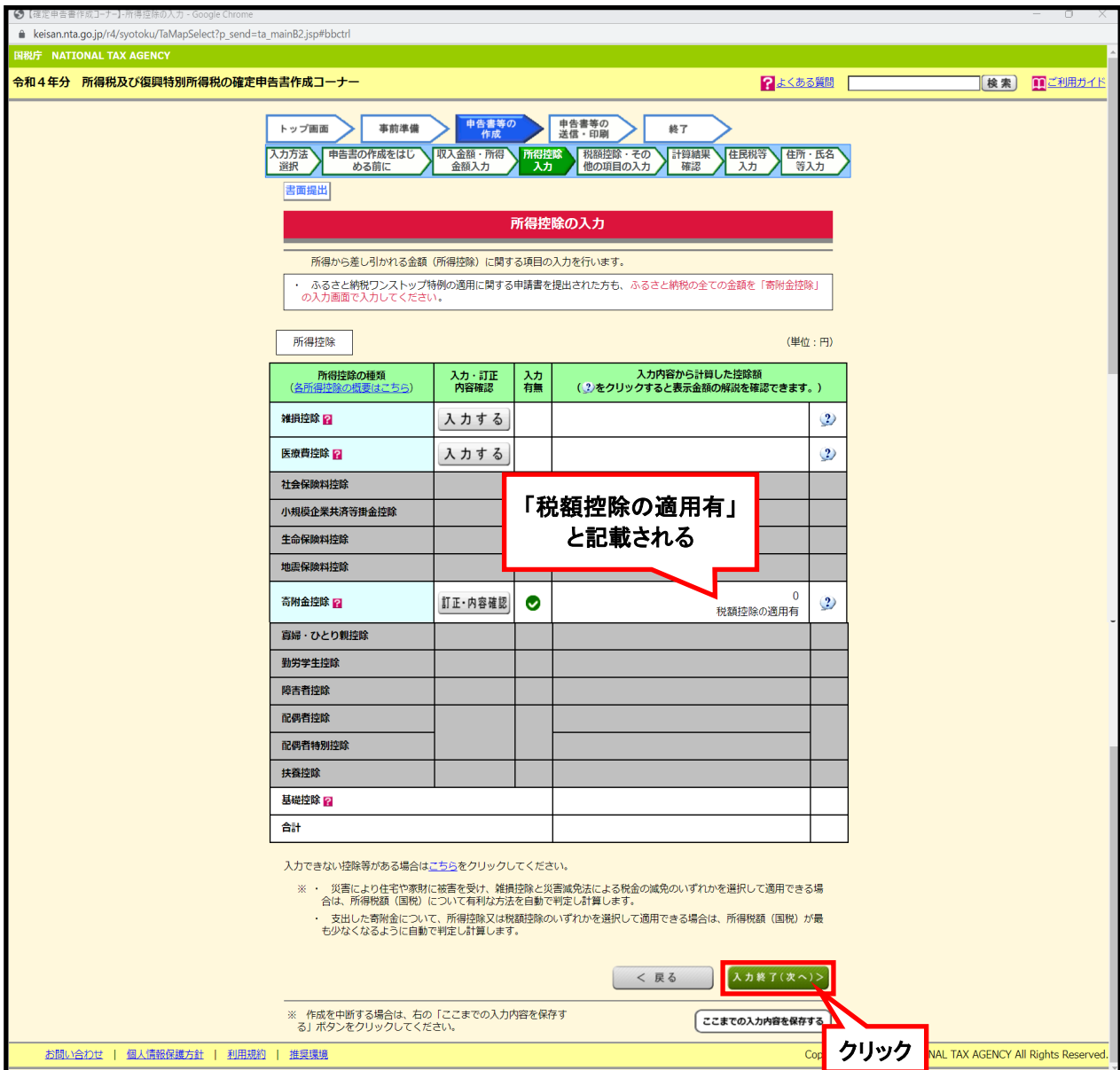
別の寄附金を入力する

前に戻る **次へ進む**

③税額控除額が表示されます。「次へ進む」へ



④寄附金控除欄に「税額控除の適用有」と表示されます。「入力終了(次へ)」へ



⑤ 政党等寄附金特別控除欄に控除額が反映されます。「入力終了（次へ）」へ

令和4年分 所得税及び復興特別所得税の確定申告書作成コーナー

税額控除 - その他の項目の入力

税額控除の種類	入力・訂正内容確認	入力有無	入力内容から計算した控除額 (2)から表示金額の説明を確認できます。)
配当控除			
投資税額等控除			
(特定増改築等)住宅借入金等特別控除	入力する		
政党等寄附金等特別控除	訂正・内容確認	✓	19,200
住宅耐震改修特別控除			
住宅特定改修特別税額控除	入力		

(寄付金額-2,000円) × 40%が自動的に入る

⑥ 計算結果確認画面（この情報が「確定申告書」に反映されます）

令和4年分 所得税及び復興特別所得税の確定申告書作成コーナー

計算結果確認

還付される金額は、**19,592 円**です。

最終的な還付金額が表示される

収入金額等				税金			
事業	営業等	区分	(ア)	課税される所得金額 ((12)-(29))又は第三表	(30)		
	農業	区分	(イ)	上の(30)に対する税額 又は第三表(93)	(31)		
不動産	区分1	区分2	(ウ)	配当控除	(32)		
配当		区分	(エ)	投資税額等控除	区分	(33)	
		区分	(イ)	(特定増改築等)住宅借入金等特別控除	区分1	区分2	(34)

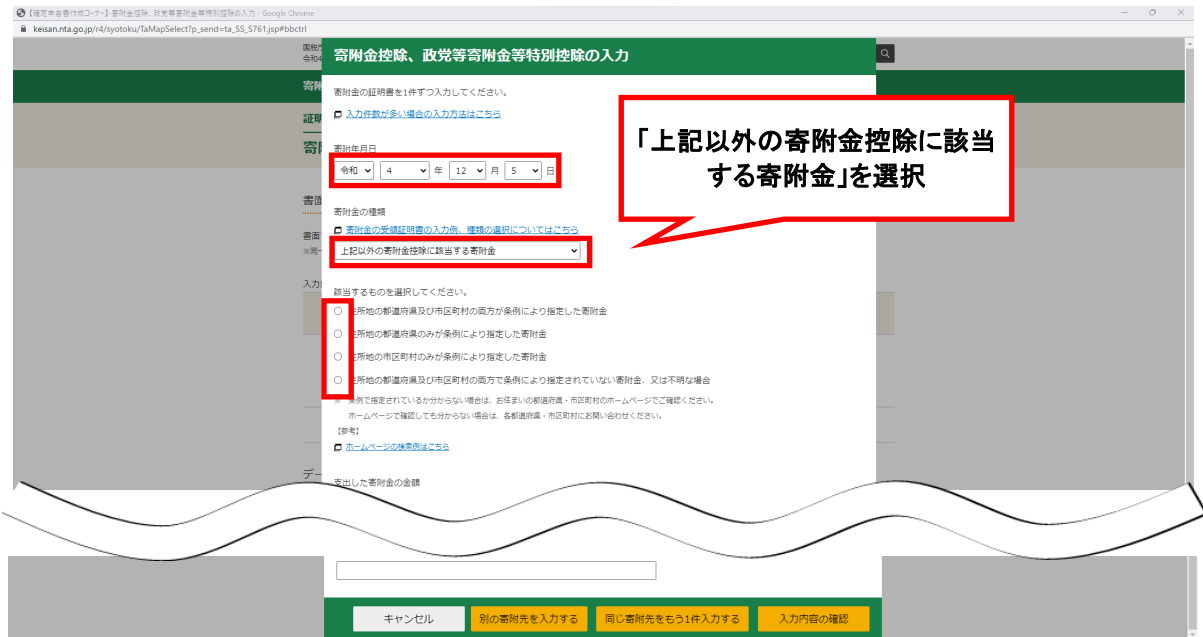
※この後、「次へ」をクリックし、住民税等に関する事項、住所・氏名等、還付金受け取り方法（銀行口座等）、マイナンバー等を入力すると完成です。

※確定申告書書類台紙には「領収証」及び「税額控除に係る証明書」を他の提出書類と一緒に貼付してください。

＜入力例＞B所得控除制度で申告する場合

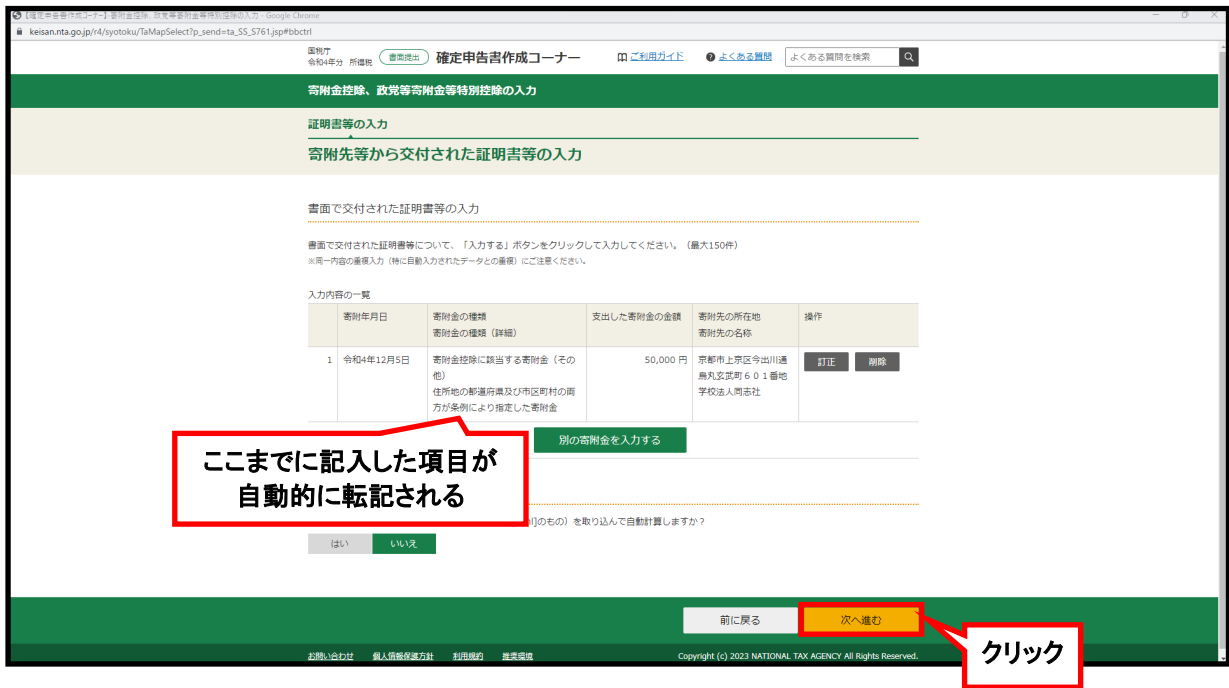
※P4までの情報は税額控除制度での申告と同様に入力してください。

① P4の例に倣い必要事項を記入し、「入力内容を確認」



②別の寄付金がなければ「次へ進む」へ

ふるさと納税等他の寄付がある場合は必要情報を追加入力してください。



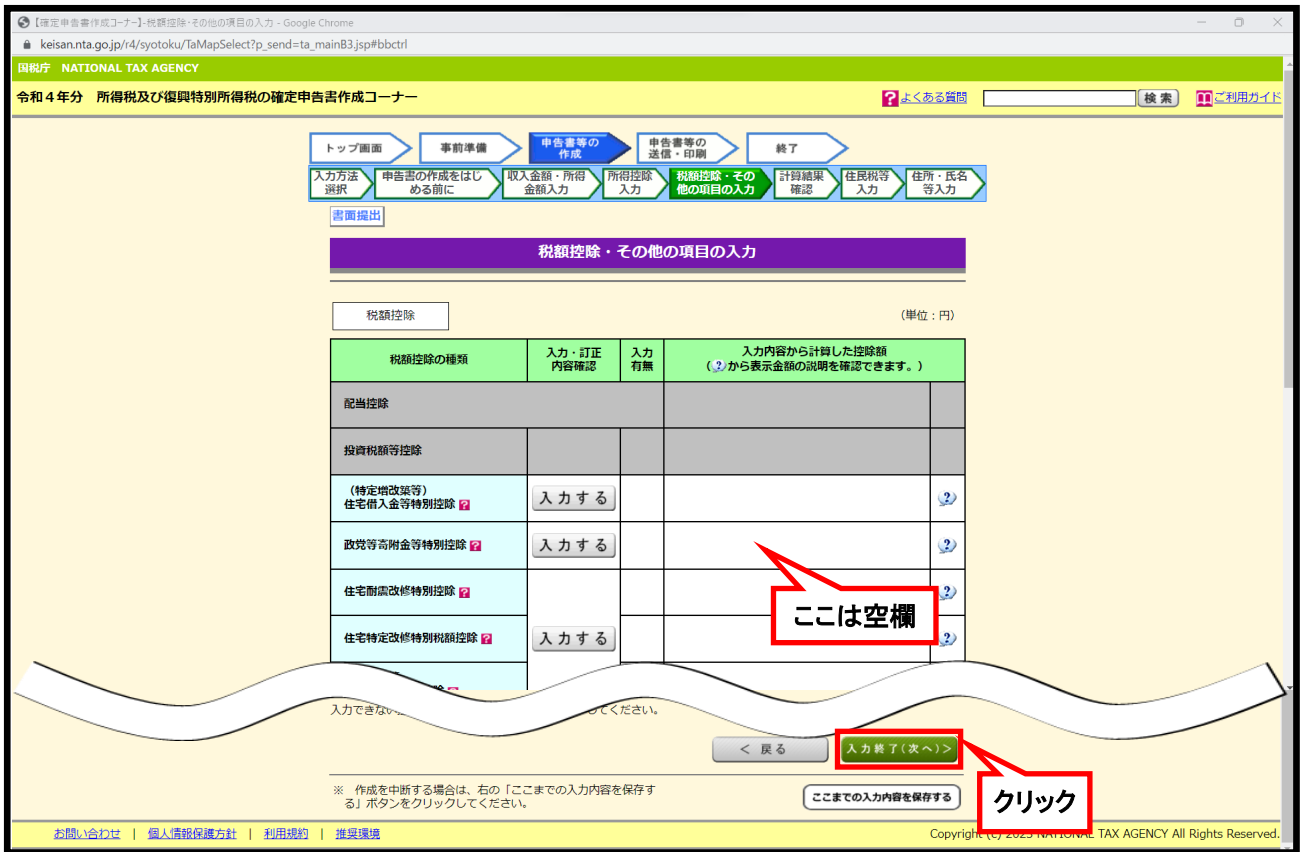
③ 所得控除対象額が表示されます。「次へ進む」へ



④ 寄附金控除欄に所得控除対象額が表示されます。「入力終了（次へ）」へ



⑤ 「入力終了（次へ）」へ



⑥ 「入力終了（次へ）」へ



※この後、「次へ」をクリックし、住民税等に関する事項、住所・氏名等、還付金受け取り方法（銀行口座等）、マイナンバー等を入力すると完成です。

※確定申告書類類紙には「領収証」及び「特定公益増進法人であることの証明書」を他の提出書類と一緒に添付してください。

【見本】以下書類には入力した情報が自動的に反映されます

申告書第一表

令和 〇 年 月 日 令和 〇 4 年分の 所得税 及び 復興特別所得税 の 申告書												FA2202			
納税地	〒 602-0893			個人番号	0000000000000000					生年月日	3 00 . 00 . 00				
現在の住所又は事業所等	京都市上京区今出川通寺町西入				フリガナ	ドウジョ ハナコ			氏名	同女 花子					
令和 4 年 1 月 1 日の住所	同上				職業				配偶者の氏名						
振替希望	種類				特異の表示				整理番号				電話番号	075-251-XXXX	
収入金額等	事業等	①													
	農業	②													
	不動産	③													
	配当	④													
	給与	⑤													
	公的年金等	⑥													
	雑業	⑦													
	その他	⑧													
	総合課税	⑨													
	一時	⑩													
所得金額等	事業等	①													
	農業	②													
	不動産	③													
	利子	④													
	配当	⑤													
	給与	⑥													
	公的年金等	⑦													
	雑業	⑧													
	その他	⑨													
	⑦から⑨までの計	⑩													
総合課税・一時	⑪														
合計	⑫														
所得から差し引かれる金額	社会保険料控除	⑬													
	小規模企業共済等掛金控除	⑭													
	生命保険料控除	⑮													
	地震保険料控除	⑯													
	寡婦、ひとり親控除	⑰								0000					
	勤労学生、障害者控除	⑱								0000					
	配偶者扶養控除	⑲								0000					
	扶養控除	⑳								0000					
	基礎控除	㉑								0000					
	⑲から㉑までの計	㉒								0000					
雑損控除	㉓														
医療費控除	㉔														
寄附金控除	㉕														
合計	㉖														
整理欄	管理														

第一表 (令和四年分以降用) ⑳・㉑・㉒・㉓又は㉔の記入をお忘れなく。

【見本】 申告書 第二表

令和 04 年分の 所得税及び復興特別所得税の 申告書

整理番号

FA2302

住所 京都市上京区今出川通寺町西入
 ドウジョ ハナコ
 同女 花子

○ 所得の内訳 (所得税及び復興特別所得税の源泉徴収税額)

所得の種類	種目	給与などの支払者の[名称]及び[法人番号又は所在地]等	収入金額	源泉徴収税額
			円	円
				㊸ 源泉徴収税額の合計額

○ 総合課税の課税所得、一時所得に関する事項 (㊸)

所得の種類	収入金額	必要経費等	差引金額
	円	円	円

特例適用 条文等

○ 配偶者や親族に関する事項 (㊸～㊻)

氏名	個人番号	続柄	生年月日	障害者	国外居住	住民税	その他
		配偶者	昭大 昭平	○	○	○	○
			昭大 昭平	○	○	○	○
			昭大 昭平	○	○	○	○
			昭大 昭平	○	○	○	○

○ 事業専従者に関する事項 (㊼)

事業専従者の氏名	個人番号	続柄	生年月日	従事月数・程度・仕事の内容	専従者給与(控除)額
			昭大 昭平		円
			昭大 昭平		

○ 住民税・事業税に関する事項

非上場株式の少数配当等	非居住者の特例	配当割額控除額	株式等譲渡所得割額控除額	特定配当等・特定株式等譲渡所得の全額の特例適用	給与、公的年金等以外の所得に係る住民税の徴収方法	都道府県、市区町村への寄附	共同基金、日赤その他の寄附	都道府県条例指定寄附	市区町村条例指定寄附
円	円	円	円	○	○	円	円	円	円

○ 事業税

課税所得	課税標準	課税率	課税額	前年中の課税標準	前年中の課税率	前年中の課税額
円	円		円	円		円

	保険料等の種類	支払保険料等の計	うち年末調整等以外
㊹ 社会保険料控除	国民健康保険料	円	円
	国民年金保険料		
	介護保険料		
	介護医療保険料		
	介護施設利用料		
㊺ 生命保険料控除	新生命保険料	円	円
	旧生命保険料		
	新個人年金保険料		
	旧個人年金保険料		
㊻ 地震保険料控除	地震保険料	円	円
	旧長期損害保険料		

本人に関する事項 (㊼～㊿)

死別 生死不明 離婚 未婚 再婚
 学生 年額以外かつ専修学校等 障害者 特別障害者

○ 雑損控除に関する事項 (㊽)

損害の原因	損害年月日	損害を受けた資産の種類など

○ 寄附金控除に関する事項 (㊾)

寄附先の名称等	寄附金
	円

整理番号 申告書 第二表 ()

第二表 (令和四年分以降適用) ○第二表は、第一表と二續に提出してください。○国民年金保険料や生命保険料の支払証明書を、申請書に添付しなければならない書類は添付書類台紙などに貼ってください。

【見本】公益社団法人等寄付金特別控除額の計算明細書

公益社団法人等寄付金特別控除額の計算明細書 (令和4年分以降用)

(4 年分)

氏 名 同女 花子

この明細書は、本年中に支出した公益社団法人等に対する寄付金で一定のもの（以下「公益社団法人等寄付金」といいます。）があり、その寄付金について公益社団法人等寄付金特別控除の適用を受ける場合に、公益社団法人等寄付金特別控除額を計算するために使用します（詳しくは、裏面の「公益社団法人等寄付金特別控除を受けられる方へ」を読んでください）。

申告書第一表の「税金の計算」欄の（特定増改築等）住宅借入金等特別控除までの記入が終わったら、まず、「1 寄付金の区分等」欄に必要事項を記入し、次に、「2 公益社団法人等寄付金特別控除額の計算」欄で公益社団法人等寄付金特別控除額の計算をします。

なお、公益社団法人等寄付金特別控除のほか、認定NPO法人等寄付金特別控除又は政党等寄付金特別控除の適用も受ける方は、この計算明細書の計算の次に、それぞれ順に『認定NPO法人等寄付金特別控除額の計算明細書』又は『政党等寄付金特別控除額の計算明細書』により計算を行います。

○この明細書は、申告書と一緒に提出してください。

1 寄付金の区分等

寄付金の区分等	公益社団法人等寄付金の額	①	円
	①以外の寄付金の額	②	
	① + ②	③	
所得金額の合計額		④	
④ × 40%		⑤	

公益社団法人等寄付金の額の合計額を書いてください。
(公益社団法人等寄付金の内訳)

寄附先の名称	寄附年月日	金 額
	・ ・	円
	・ ・	
	・ ・	

申告書第二表の「寄附金控除に関する事項」欄の寄附金の金額を転記してください。

申告書第一表の「所得金額等」欄の合計を転記してください。
(注) 次の場合には、それぞれ次の金額を加算してください。
・退職所得及び山林所得がある場合……その所得金額
・ほかに申告分離課税の所得がある場合……その所得金額（特別控除前の金額）

なお、損失申告の場合には、申告書第四表（損失申告用）の「4 繰越損失を差し引く計算」欄の②の金額を転記してください。

2 公益社団法人等寄付金特別控除額の計算

⑤ - ②	⑥	(赤字のときは0) 円
①と⑥のいずれか少ない方の金額	⑦	
2千円 - ②	⑧	(赤字のときは0)
(⑦ - ⑧) × 40%	⑨	(100円未満の繰上切り捨て)
年分の所得税の額	⑩	
⑩ × 25%	⑪	(100円未満の繰上切り捨て)
公益社団法人等寄付金特別控除額 (⑨と⑪のいずれか少ない方の金額)	⑫	

申告書第一表の③の金額を転記してください。

申告書第一表の「税金の計算」欄の政党等寄付金等特別控除（③～⑤欄）に転記してください。

ほかに、認定NPO法人等寄付金特別控除又は政党等寄付金特別控除の適用を受ける場合には、『認定NPO法人等寄付金特別控除額の計算明細書』の③の金額又は『政党等寄付金特別控除額の計算明細書』の③の金額と合計し、その合計額を申告書第一表の政党等寄付金等特別控除に記入してください。

※ 肉用牛の売却による農業所得の課税の特例を受ける所得のある方は、税務署にお尋ねください。

○ この計算明細書を使った方は、申告書第二表の「特例適用条文等」欄に「措法41の18の3」と書いてください。

【見本】添付書類台紙（表）

4年分の所得税及び復興特別所得税の確定申告書添付書類台紙

現在の住所又は居所事業所等	京都市上京区今出川通寺町西入	フリガナ	ドウジョ ハナコ
		氏名	同女 花子

① のりしろ


本人確認書類 (写)

※ 申告書を提出する際には、毎回、本人確認書類の提示又は写しの添付が


◆ マイナンバーカード(個人番号カード)をお持ちの方

マイナンバーカードの表面及び裏面の写しを貼ってください。

(表面)



(裏面)



◆ マイナンバーカードをお持ちでない方

「Ⅰ 番号確認書類」の写しと「Ⅱ 身元確認書類」の写しをそれぞれ貼ってください。

※ 原本を貼ることのないよう、ご注意ください。

Ⅰ 番号確認書類	+	Ⅱ 身元確認書類
<p>《ご本人のマイナンバーを確認できる書類の写し》</p> <ul style="list-style-type: none"> ・通知カード (現在の氏名・住所等が記載されている場合に限ります。) ・住民票の写し又は住民票記載事項証明書 (マイナンバーの記載があるものに限ります。) <p>などのうちいずれか1つ</p>	+	<p>《記載したマイナンバーの持ち主であることを確認できる書類の写し》</p> <ul style="list-style-type: none"> ・運転免許証 ・身体障害者手帳 ・公的医療保険の被保険者証 (写しの保険者番号及び被保険者等記号・番号部分を復元できない程度に塗り潰してください。) ・パスポート ・在留カード <p>などのうちいずれか1つ</p>

○ 申告に当たっては、上記①及び裏面の②から⑤の書類（該当するものに限ります。）などを、この台紙に順番にのりづけし申告書と一緒に提出するか、申告書を提出する際に提示してください。

本人確認書類、
その他必要な書類が
ございましたら
貼付してください

e-Taxで送信すれば書類の添付が不要になります！



e-Tax



※一部の書類を除きます。

寄附金領収証及び寄附金控除に係る証明書を裏面に貼付してください。

寄付金領収書及び寄付金控除に係る証明書を添付してください

【寄附金領収証見本】

領収証番号

寄付金領収証

京都府京都市 様 2022年 月 日

寄付金額 金 円

上記のとおり 寄付金 を受領しました。 学校法人 同志社

・「寄付金領収証」並びに「税額控除及び特定公益増進法人の証明書の写し」は、確定申告時まで大切に保管し、確定申告の際には、双方を所轄税務署にご提出ください。

・この「寄付金領収証」は黒色の電子公印を使用しています。

【寄附金控除に関する見本】

(所得控除に使用)

29 文科高第 7 号の 8 6

写

所得控除法第 21 条第 1 号の 2、第 3 号又は第 4 号及び法人税法施行令第 7 号第 1 号の 2、第 3 号又は第 4 号に掲げる特定公益増進法人であることの証明書

法人の名称 京都府京都市 文部科学大学
事務所所在地 京都市上京区西川通 烏丸東入交武町 6-0-1 番地
法人の名称 学校法人 同志社
代表者の氏名 理事長 八田 隆 二
法人の自叙文は 同志社 大学
その設置する学 同志社 女子 大学
校（専修学校又 同志社 高等 学校
び各種学校を 同志社 女子 高等 学校
含む）の名称 同志社 女子 高等 学校
同志社 女子 大学
同志社 女子 大学
同志社 女子 大学

所得控除制度利用時はこちら面を添付書類台紙に貼付してください。

上記の法人は、所得控除法第 21 条第 1 号及び法人税法施行令第 7 号第 1 号に掲げる法人であることを証明する。

平成 30 年 1 月 24 日
文部科学大臣 林 芳浩 印

なお、いただきましたご寄付は特例公益増進法人の法人格である限り、無条件に課税する所得控除法第 21 条第 3 号又は法人税法第 34 条第 4 項に規定する寄付金に該当いたします。

※証明書の文部科学大臣、本学理事長の氏名は証明書発行日時点のものとなっておりますが、確定申告には支障ございません。裏面に所得控除用の証明書がございます。

寄付金の免税措置について

学校法人同志社は、文部科学省から寄付金募集について、証明書交付を受けております。ご寄付いただきました金額は、以下の基準により個人または法人の所得から控除され、税法上の優遇措置を受けることができます。

●寄付者が個人の場合（所得税）
「税額控除」と「所得控除」のいずれかを選択いただけます。

A. 税額控除
寄付金の額が 2 千円を超える場合、その超えた金額の 40%に相当する額が所得税率に課税なく、その年の所得税から直接控除されます。
〔寄付金額〕× 20% = 〔減税額〕
※1：一年間の寄付額の所得金額の 40%を超える場合は、40%を限度とします。
※2：所得税率の 40%を限度とします。

B. 所得控除
寄付金の額が 2 千円を超える場合、その超えた金額はその年の所得から差し引くことができます。
〔寄付金額〕× 20% = 〔所得控除〕
※1：一年間の寄付額の所得金額の 40%を超える場合は、40%を限度とします。
※2：住民税の税額控除については、裏面をご覧ください。

●寄付者が法人の場合
一般寄付金の課金課税課税とは別枠で、次の通り確定申告で課税申告が認められます。
特定公益増進法人に対する寄付金の課金課税課税の計算方式
$$\left[\frac{\text{課税対象額} \times \text{課税率} + \text{課税対象額} \times \text{課税率}}{\text{課税対象額} + \text{課税対象額}} \right] \times \frac{1}{2}$$

※一般寄付金の課金課税課税の計算方式
$$\left[\frac{\text{課税対象額} \times \text{課税率} + \text{課税対象額} \times \text{課税率}}{\text{課税対象額} + \text{課税対象額}} \right] \times \frac{1}{4}$$

なお、法人が課金として支出した寄付金で、その寄付金の支出の相手方、且、控除を受けるその法人の役員報酬に充当しないもの、その役員に充当する金額として取り扱われるものでなければなりません。以上

上記証明書を、当該年度の確定申告の際、本学発行の寄付金領収証とともに所轄税務署又は自治体にご提出ください。

(注意事項)
1. 所得税及び住民税両方の寄付金控除を受けられる場合、所得税の確定申告をしてください。
2. サラリーマン又は年金所得者で、所得税の確定申告をせず、住民税の寄付金控除の適用のみ受けられる場合、各自治体に申告してください。
3. 住民税は 1 月 1 日時点の住所において課税されるため、寄付をされた年に、寄付者が適用区域外に転居された場合、転居先の自治体において本学が集約指定されていない場合は、住民税の寄付金控除の適用は受けられません。
4. 同時に、寄付された時点で住所地の自治体が本学に対する寄付金を集約指定していない場合であっても、寄付された年に、寄付者が本学が集約指定された自治体に転居した場合は、住民税の寄付金控除の適用が受けられます。

(税額控除に使用)

28 文科高第 8 19 号
平成 28 年 1 月 29 日

写

学校法人 同志社
理事長 水谷 誠 印

文部科学大臣 林 芳浩 印

税額控除に係る証明書

貴法人が、住居特別徴収法第 26 条の 2 第 1 項第 2 号に規定する要件を満たしていることを証明します。

本証明書に係る有効期間は、以下のとおりです。
平成 28 年 1 月 29 日 から 平成 33 年 1 月 28 日 まで

税額控除制度利用時はこちら面を添付書類台紙に貼付してください。

※証明書は文部科学大臣、本学理事長の氏名は証明書発行日時点のものとなっておりますが、確定申告には支障ございません。裏面に所得控除用の証明書がございます。